

幸区しあわせプラン

概要版

第3期幸区地域福祉計画

「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現をめざして

計画期間：平成23年度～25年度



だから今、地域福祉なのです



市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

地域福祉計画

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」を作しましょう

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…さらに暮らしやすい地域ができるはずです。





幸区しあわせプラン（第3期幸区地域福祉計画）の概要

計画の期間：平成23年度から平成25年度まで



ともそだ
共育ちの地域福祉を推進します

計画の理念 ～「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現～

住みやすいまち
住み続けたいまち

誰もが安心して暮らせるまちは、すべての人にとって住みやすいまちになると考えます。

様々な人が、交流を持ちながらお互いを理解し、人と人とのつながりを大切に、すべての人に優しく、共に成長していく環境づくりを進めます。

【基本方針】

- 1- (1) 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり
- 1- (2) 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用
- 1- (3) 安全で安心な生活環境の充実

【基本目標 1】

誰もが安心して生活できる
住みやすいまちづくり

【基本目標 2】

国籍・障害・年齢・生活環境・
居住層等を超えたつながり
のある健康で豊かなまちづくり

【基本方針】

- 2- (1) ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及
- 2- (2) 地域における健康づくりの推進

【基本目標 3】

地域資源の有効活用による
区民すべてが参加する
活力あるいきいきした
まちづくり

【基本方針】

- 3- (1) 人材の育成とコーディネート機能の充実
- 3- (2) 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化
- 3- (3) 地域活動への区民参加の促進

■第2期計画の振り返り

- 健康長寿推進モデル事業を実施し、高齢者が自分の健康を維持しながら日常生活を送ることへの自覚を促し、介護予防にもつなげていく取組となった。今後、他地区へも拡大を図る。
- 区と地域（民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、子育てボランティア等）の協働により、子育て支援を行った。今後は交流会等の十分な広報や、参加者拡大の工夫が必要。
- 子育て情報誌の定期的な発行を始めとして保健福祉情報提供の充実とネットワークの活用を図ったが、障害者に関する情報は十分とは言えない。
- 区社会福祉協議会等との連携を進めてきたが、役割分担を明確にすることにより、さらに連携を深める必要がある。

■区民が抱える主な生活課題

- ▶7区のうちで2番目に高齢化率が高く、人口密度も高い。
- ▶高齢者に関する問題意識が高く、ひとり暮らし高齢者等の見守り支援が必要。
- ▶転入者の増加により、子どもと子育て世代の交流、地域との交流が望まれている。
- ▶町内会・自治会への加入促進により、地域活動・地域交流へのきっかけを図ることが必要。
- ▶障害者が地域で暮らしやすくするための啓発・広報活動や福祉教育の推進が必要。
- ▶地域福祉活動の担い手の発掘、人材育成が必要。

主要な取組

高齢者・障害者に関する取組

地域ケア連絡会議
ふれあい&すこやか（ふれすこ）事業
健康長寿推進事業
介護予防グループ支援事業
障害者相談支援事業所等関係機関のネットワークづくり

子どもに関する取組

こんにちは赤ちゃん事業
地区の赤ちゃん相談
地域の子育てサロン・フリースペースの支援
幸区うえるかむサロン事業
パパッとサタデー（自主運営型）
発達障害児支援事業

地域のつながりに関する取組

社会福祉協議会との連携強化
地域交流会の推進
地域コミュニティ活動の推進



計画の進め方

計画実現に向けて、区民、地域の活動者・地域組織・福祉関係団体、事業者等、社会福祉協議会、行政（区）がパートナーとなって自助・共助（互助）・公助の仕組みで事業を展開することにより、実効性と継続性のある福祉のまちづくりを推進します。

推進の仕組み



「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現

地域の活動者 地域組織 福祉関係団体

町内会・自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、母親クラブ、子ども会、PTA、地域組織の一員としての保育園、学校、町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、ボランティアグループ、NPO、防犯・防災協会など

事業者等

介護サービス事業者、病院、薬局、交通サービス事業者、その他一般企業など

発行／川崎市幸区役所 保健福祉センター地域保健福祉課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1

TEL 044-556-6643 FAX 044-556-6659

URL <http://www.city.kawasaki.jp/63/63saiwai/home/index.html>

平成 23 年 3 月発行